

2017年度鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科博士前期課程

国際乾燥地科学専攻

留学生のための乾燥地農学特別プログラム (ABE Initiative Program)

学生募集要項

鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科博士前期課程国際乾燥地科学専攻においては、乾燥地農学に関する研究を行う ABE Initiative Program による外国人留学生を下記により募集する。

I 設置目的

留学生のための乾燥地農学特別プログラムは、世界の乾燥地域における生物生産、生産基盤環境、農業経営にかかわる諸問題の解決のための基礎的、応用的な教育と研究を行うことによって、地球規模での砂漠化対処や食糧問題に取り組むことのできる高度で専門的な知識を有し、しかも指導的な役割を果たすことのできる人材の養成を図る。

II 教育方法

本プログラムは、国際乾燥地科学専攻特別コースの2年間の博士前期課程に所属し、本プログラムに定める教育課程において30単位以上修得し、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すれば、修士（農学）または修士（学術）の学位を授与する。

本プログラムにおいては、開設する授業科目及び研究指導をすべて英語で行う。

III 教育研究分野及び募集人員

1. 教育研究分野

教育研究分野の決定に当たっては、「乾燥地での生物生産」、「乾燥地の環境保全」及び「乾燥地での農業経営」を念頭において、別添の留学生のための乾燥地農学特別プログラム教員一覧表（2017年度）から選択すること。

2. 募集人員

ABE Initiative Program 2名

IV 出願資格及び条件

1. 対象

独立行政法人国際協力機構（JICA）が推薦する者。

2. 国籍

独立行政法人国際協力機構（JICA）が指定する国籍を有すること。

3. 年齢

1977年4月2日以降に出生した者。

4. 渡日時期

入学手続の日までに渡日可能な者。入学手続の詳細については独立行政法人国際協力機構（JICA）あてに通知する。

5. 学歴

次の各号のいずれかに該当する者

(1) 大学を卒業した者及び2017年9月までに卒業見込みの者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び2017年9月までに授与される見込みの者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び2017年9月までに修了見込みの者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2017年9月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2017年9月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって（5）の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2017年9月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び2017年9月までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号による）
- (9) 本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者及び2017年9月30日までに22歳に達する者
- (10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

なお、上記（9）又は（10）により出願する場合は、あらかじめ資格審査を行うため、主担当予定教員を通して鳥取大学農学部教務係で所定の申請書を受け取り、2017年4月10日（月）までに提出すること。審査結果は、2017年4月24日（月）までに通知する。

6. 健康

心身ともに大学における学業に支障がないこと。

7. 語学力

研究指導等は主として英語で行うことから、英語能力が十分であること。

V 出願手続

1. 出願期間

入学志願者は、出願書類を2017年5月1日（月）から2017年5月31日（水）（必着）までに、主担当予定教員を通して鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科へ提出すること。個人での出願は受け付けない。

なお、出願の際は主担当予定教員と連絡を取り合い、あらかじめ受入の許諾を受けておくこと。

2. 出願書類

(1) 2017年度鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科博士前期課程

- 留学生のための乾燥地農学特別プログラム入学願書（所定の様式）・・・・・・正本1部
- (2) 専攻分野及び研究計画（別紙）・・・・・・正本1部
- (3) 健康診断書（最近6か月以内に受診したもの）・・・・・・正本1部
- (4) インターネット・インタビュー誓約書
（インターネット・インタビュー受験者のみ）・・・・・・正本1部
- (5) インターネット・インタビュー確認書
（インターネット・インタビュー受験者のみ）・・・・・・正本1部
- (6) 本国の戸籍謄本又は市民権等の証明書・・・・・・正本1部

- (7) 写真（最近6か月以内に撮影したもので4.5×3.5cm, 上半身, 正面, 無帽, 裏面に国籍及び氏名を記入し出願書類所定の場所に添付のこと。）・・・1枚

3. 出願についての注意事項

- (1) 入学志願者は、面接又はインターネット・インタビューを受けること。面接又はインターネット・インタビューは、2017年5月1日（月）から2017年5月31日（水）までの期間に実施する。
- (2) 出願書類は、日本語又は英語のいずれかにより、できる限りタイプ等を用いてすべてA4サイズに統一して作成すること。その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を添付すること。
- (3) 出願書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、付属書類が完全に揃っていない場合、又は提出期限を過ぎたものは一切受理しない。
- (4) 入学志願者は、入学願書に希望する主担当教員名を記入しなければならない。主担当教員と教育研究分野は、別添の特別プログラム教員一覧表から選択すること。なお、入学願書に主担当教員名の記入のない場合は、審査することができないので特に注意すること。
- (5) 入学志願者は、主担当教員予定者（副担当教員を含む。）と密接な連絡をとって、研究計画を作成しなければならない。
- (6) 提出書類の返却はしない。

4. 入学時に要する経費

入学後に大学生活を安心して過ごせるよう、学生教育研究災害傷害保険制度に加入すること（保険料は2年間で1,750円）。民間の保険制度に比べてかなり安価な掛け金で傷害にあった際には補償される。

（注）この保険は、正課中、課外活動中又は大学構内あるいは通学途中に被った不慮の事故で死亡、負傷した場合に支払われる傷害保険である。

詳細については、保健管理センター（TEL（0857）31-5065）へ問い合わせること。

5. 選抜の方法等

(1) 書類審査

本研究科は、提出された出願書類により審査する。

(2) 合格通知

合格通知は、7月上旬に独立行政法人国際協力機構（JICA）に通知する。

VI 注意事項

1. 留学生は渡日に先立ち、日本の風土、習慣、気候、大学の状況についてあらかじめ研究しておくことが望ましい。また、日常生活は日本語での生活になることについて十分理解しておくこと。
2. 提出書類等の記載事項に虚偽の記入がある場合には入学後でも入学許可を取り消すことがある。